

中期経営計画書

作成年月日：平成27年1月5日

法人名：公益財団法人青森県暴力追放県民センター

法人の設立目的

県民の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するための事業を行い、もって暴力のない安全で住みよい青森県づくりに寄与することを目的として、平成4年4月23日に暴力団対策法に基づく暴力追放運動推進センターとして指定を受け設立されたものである。

経営目標

1 効果的な広報活動

新聞、ラジオ等各種広報媒体を活用した広報を効果的に実施する。また、暴力団の資金獲得活動が多様化、巧妙化していることから、新たなポスターを作成、掲示して広報するほか、不当要求防止責任者講習の受講者拡大に努めるとともに、暴力団の被害に遭わないための相談業務も効果的に進める。

2 安定した事業資金の確保

基本財産を県債、地方債、国債購入で運用しているが、不足分を賛助会員の会費に頼らざるを得ないため、引き続き賛助会員の新規加入の促進に努める。

中期経営計画の基本方針

- 1 当センターの中核事業であり、社会の暴排意識の高揚とともに今後県民のニーズが高まることが予想される、暴力団排除のための広報啓発活動の推進及び不当要求防止責任者講習の拡大と内容充実を重点的に推進する。
- 2 暴力団追放の各種事業を効率的かつ効果的に推進するために財政基盤の確立が必要であるが、最近の超低金利のため、基本財産運用による利息収入だけでは事業資金確保が困難であることから、県民の理解と賛同を得て賛助会員の新規加入促進に努め、賛助金収入を増加して安定して事業を行えるよう財政基盤の強化を図る。
- 3 当該計画は、計画期間においても、暴追センターの事業を規定している暴力団対策法の改正や社会情勢、暴力団情勢等の変化に柔軟に対応し計画を見直すことを前提としており、必要性や状況に応じて見直しを図る。

中期経営計画における具体的目標

- 1 広報啓発活動の推進
- 2 不当要求防止責任者講習の拡大、内容充実
- 3 賛助会員の新規加入促進と退会等の防止
- 4 財政基盤の強化

目標に係る具体的取組及び目標値

前記目標1に係る具体的取組

- ・積極的な広報啓発活動により暴力団排除意識の高揚を図る。
- ・当センターの知名度を高めるため、あらゆる機会をとらえた効果的な広報活動を実施する。

指標(目標値)

- ・広報資料・暴排ポスター等の配布箇所増加

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
850箇所	860箇所	870箇所	880箇所	890箇所
実績 850箇所	実績 865箇所	実績 880箇所	実績 880箇所	実績

前記目標2に係る具体的取組

- ・各種広報活動により不当要求防止責任者講習の知名度向上を図り受講者数の増加を図る。
- ・暴対法や暴力団排除条例の解釈等を盛り込んだ最新の情報を提供するように講習内容の充実をめぐる。

指標(目標値)

- ・不当要求防止責任講習受講者数の増加

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
690人	710人	730人	750人	770人
実績 681人	実績 834人	実績 833人	実績 695人	実績

前記目標3に係る具体的取組

- ・各種広報活動、講演等を通じて県民に当センターの知名度向上を図り、賛助会員新規加入促進を図る。
- ・賛助会員に配布するかわら版等の内容を充実し、賛助会員の退会や会費未納を防ぐ。

指標(目標値)

- ・賛助会員の新規獲得

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
10団体・個人	10団体・個人	10団体・個人	10団体・個人	10団体・個人
実績 16団体・個人	実績 3団体・個人	実績 5団体・個人	実績 9団体・個人	実績

前記目標4に係る具体的取組

- ・賛助会員の新規獲得に努めて賛助金収入を増加させ、財政基盤の強化を図る。
- ・事務所使用差止請求代理訴訟に備え、公益目的保有財産である定期預金を増額する。

指標(目標値)

- ・公益目的保有財産である定期預金の積立

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
330万円	360万円	390万円	420万円	450万円
実績 330万円	実績 340万円	実績 350万円	実績 370万円	実績

定数管理(役・職員数)		(単位:人/上段:計画、下段:実績)					
項目		25年度(実績)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
常勤役員	県派遣職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	県職員OB	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	民間からの役員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	プロパー職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
小計①		— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
常勤職員	県派遣職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	県職員OB	— 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	民間からの役員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	プロパー職員	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
小計②		— 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
非常勤役員	県・市町村関係	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	民間からの役員	— 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8
	小計③	— 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9
非常勤職員	県職員OB	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	その他の職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計④	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
臨時職員⑤		— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計(①~⑤)		— 13	13 13	13 13	13 13	13 13	13 13

収支計画		※一社、公益社団・財団法人用						(単位:千円/上段:計画、下段:実績)
項目		平成25年度(実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般正味財産増減の部	経常収益	基本財産運用収益	11,894	12,000	11,335	11,000	11,000	11,000
		受託事業収益	1,750	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		賛助金収入	13,463	13,880	15,500	15,500	15,500	15,500
		寄附金収入	0	0	0	0	0	0
		雑収入	12	20	20	20	20	20
		(うち県からの補助金)	0	0	0	0	0	0
		計	27,119	27,870	28,655	28,320	28,320	28,320
	経常費用	事業費	18,333	21,077	21,125	21,000	21,000	21,000
		一般管理費	6,958	7,291	7,309	7,222	7,270	7,300
		(うち人件費)	14,610	14,780	14,824	14,900	14,950	15,000
		(うち減価償却費)	23	312	416	416	416	416
		計	25,291	28,402	28,490	28,300	28,300	28,300
		当期経常増減額	1,828	▲ 532	165	20	20	20
		計	1,828	▲ 717	▲ 792	49	1,360	1,360
	経常外増減の部	経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外費用		0	12	0	0	0	0	
当期経常外増減額		0	▲ 12	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額		1,828	▲ 544	165	20	20	20	
一般正味財産期首残高		16,701	15,609	15,065	15,230	15,250	15,270	
一般正味財産期末残高		18,529	18,529	17,831	17,039	17,088	18,447	
指定正味財産増減の部	受取寄付金	0	0	0	0	0	0	
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	
	指定正味財産期首残高	715,000	715,000	715,000	715,000	715,000	715,000	
	指定正味財産期末残高	715,000	715,000	715,000	715,000	715,000	715,000	
正味財産期末残高		733,529	730,065	730,230	730,250	730,270	730,290	

(注)人件費は、報酬(役員、嘱託員の人件費)、給料、各種手当、賃金、法定福利費(社会保険料の事業者負担額)、退職給与引当預金支出等の合計額

<注記>

○経常収益等の推計の考え方: 基本財産運用収益が27年5月県債満期のため減収の見込み。 賛助金を強化する。

○年度毎の付記すべき特記事項:

○経常費用等の推計の考え方:

○年度毎の付記すべき特記事項:

長期借入金償還計画		(単位:千円/上段:計画、下段:実績)					
項目		平成25年度(実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前年度借入残高	—	0	0	0	0	0	0
当該年度借入額(新規)	—	0	0	0	0	0	0
当該年度元金償還額	—	0	0	0	0	0	0
当該年度末借入残高	—	0	0	0	0	0	0

中期経営計画に対する所管課の意見	
基本方針について	<p>当センターの中核事業について、県民への知名度を高める工夫を行い効果的に推進されたい。</p> <p>社会情勢、暴力団情勢の変化に柔軟に対応し、また、当センターが暴力追放運動推進センターとして指定を受ける根拠である暴力団対策法の改正に的確に対応しなければならないので、必要性や状況に応じ計画の見直しを適切に行われたい。</p>
具体的取組・指標の設定について	<p>中期経営計画における具体的目標に掲げた項目は、いずれも当センターが安定して事業を行う上で重要なものであり、これら目標を達成することが当センターの設立目的の実現につながる。</p> <p>設定した指標の達成を目指すことはもちろん、毎年度の事業結果を分析検討した上で、その結果に基づいた事業計画を策定し、効率的で効果的な事業を推進されたい。</p>
定数管理について	<p>広く県民の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立する必要性から、県内各界の代表者等10人が役員に就任しているが、その中で常勤は警察官OBの専務理事1人のみであり、その他は非常勤で無報酬である。</p> <p>職員数は、必要最小限の3人で県職員の派遣等もなく給与は県に準じており、定数管理については適切と認められる。</p>
収支計画について	<p>平成27年5月、運用中の青森県債が満期償還になるが、新たな運用対象については収益性よりも安全性を重視して選択せざるを得ないため、高収益は期待できず基本財産運用収益の減収が見込まれる。</p> <p>よって、計画的に賛助会員の加入促進を図り、賛助金収入を増加することにより財政基盤を強化していかなければならない。また、経費節減についての検討を行い、経営の効率化に努める必要がある。</p> <p>新規事業である「暴力団事務所使用差止請求代理訴訟」を行うことになれば大きな支出を伴うことになる。同事業のみならず、すべての業務を持続的・安定的に行うため、経営基盤を強化していく必要がある。</p>

所管課の方針	
今後の県としての関与について	<p>暴力追放県民センターの各事業について広く県民への周知を図り、暴力団排除気運の向上を目指して引き続き効果的に事業を推進していくよう所管課として求めていく。</p>